

後期高齢者医療制度被保険者の方へ (=75歳以上の方【65歳～74歳までの障害認定の方も含む】)

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ・Ⅰ)の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」がご利用できます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。

【自己負担限度額及び入院時食事代の標準負担額】

所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時食事代の標準負担額(1食あたり)
	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円(160円※)
低所得者Ⅰ		15,000円	100円

※低所得者Ⅱの人が「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて、過去12か月の入院日数が90日を超える入院をした場合、90日を超えた日から1食160円になる長期該当の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付できます。

【所得区分】

所得区分	世帯の所得状況など	自己負担割合
低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税である人(低所得者Ⅰ以外の人)	1割
低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、各種収入などから必要経費・控除を引いた所得が0円となる世帯の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)	

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

問い合わせ先 健康課 国保係 (内線321・322)

下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給

町では、過疎防止対策の一環として、勤労者の住宅建設に対し、利子補給を行っています。

◆利子補給対象要件

- ①平成25年中に、町内に自己の住居用として住宅を新築してあること。
(分譲住宅購入も含む。)
- ②新築した延床面積が140平方メートル以内であること。
- ③借入資金が、年率2.0%より高い資金を利用していること。

◆利子補給期間 3年間

◆申込方法 対象要件を満たしている人は、所定の申請書を1月31日までに提出してください。(申請用紙は産業振興課にあります。)

◆問い合わせ 産業振興課商工観光係(内線304)

食品衛生責任者養成講習会開催について

現在食品の製造、販売等に従事している皆さん、食品の営業（許可業種）には1つの施設に最低1人以上の食品衛生責任者が必要となります。

また、これから食品関係の仕事を始めたい人、食品衛生知識を高めたい人も今回の講習を受講することにより食品衛生責任者となる公的資格を取得することができます。

申込方法

日	平成26年1月29日(水)	平成26年1月30日(木)
		平成26年1月31日(金)
時 間	午前10時～午後4時	午前8時30分～午後5時
場 所	富岡合同庁舎3階 小会議室1	富岡合同庁舎1階 保健福祉事務所内

定 員 80人

申込料金 9,000円を持参して下さい

基本受講料8,000円(講習料、テキスト代、修了証書、責任者掲示用プレート)

加算料金1,000円(修了証書掲示用額代等)

※申込は代理の方でも結構ですが、受講者の正確な住所、名前、電話番号、生年月日を控えてきて下さい。

※上記都合のつかない方は、前もって連絡の上事務局へお申し込み下さい。

講習会

日 時 平成26年2月27日(木) 午前8時50分～午後4時40分

会 場 富岡合同庁舎 小会議室1～3 ※富岡合同庁舎所在地:富岡市田島343-1

問い合わせ先 甘楽富岡食品衛生協会(富岡保健福祉事務所内)

☎64-4141 Fax67-7610

第10回 シニア教室開催のお知らせ

本年も次のとおり教室を開催いたします。健康維持増進と地域のコミュニケーションを図る為、皆様の参加をお待ちしています。

お申し込みは不要ですので、直接会場へお越し下さい。

【参 加 費】 無料

【日 程】 1月27日(月) 午前10時～12時

【内 容】 健康運動指導『足の悩み事相談と最終チェック』

【会 場】 旧小坂小学校



■お問い合わせ先

健康課 高齢者支援係(内線327又は328)まで

10月21日「さよならぎっくり腰」

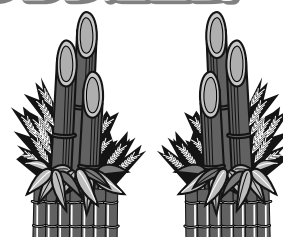
講師:健康運動指導士 渋川貴子 先生

心を込めて門松づくり 一下仁田町老人クラブ連合会

平成25年12月21日、下仁田町老人クラブ連合会による、恒例の『門松作り』が行われました。

近年は、材料調達もむずかしい中、皆様のご厚意により本格的な門松が、役場正面玄関と荒船の湯に飾りつけられました。

ありがとうございました。



住宅用地に対する課税標準の特例について

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。家屋の取り壊し、使用状況の変更等があった場合は総務課税務係までお知らせください。疑問やご不明な点がある場合にも、お気軽に総務課税務係までお問い合わせください。

■小規模住宅用地

- ・ 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。
- ・ 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

■一般住宅用地

- ・ 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地になります。
- ・ 一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

表1

住宅用地	課税標準額の特例額
小規模住宅用地	価格× 1 / 6
一般住宅用地	価格× 1 / 3

■住宅用地の範囲

- ・ 住宅用地には、次の二つがあります。
- ①専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の全部（ただし家屋の床面積の10倍まで）
- ②併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の面積（ただし家屋の床面積の10倍まで）に一定の率（表2）を乗じて得た面積に相当する土地

表2

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
□	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

- ・ 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。
したがって、賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている土地あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。
- ・ ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認められる土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。
- ・ また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2年間（長期にわたる避難の指示等が行われた場合には、避難等解除後3年間）に限り、住宅用地として取り扱われます。
- ・ 特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に表2の住宅用地の率を乗じて求めます。

問い合わせ 総務課 税務係（内線337）

税務署からのお知らせ

問い合わせ先
富岡税務署 ☎63-2235 (自動音声案内)

記帳義務拡大について

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存が必要です。
個人の白色申告者の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。
※これまでの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。
記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に記載されていますので、ご覧ください。

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告と納付が必要です。
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。
また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

群馬県の最低賃金が改定されました 必ずチェック最低賃金!使用者も 労働者も

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)		1時間707円	発効日平成25年10月13日
特定最低賃金	【製銅・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間815円	発効日 平成25年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間804円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間802円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間804円	

- 最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されています。
- 群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、平成25年10月13日から改正発効しています。特定(産業別)最低賃金は、平成25年12月28日から改正発効します。

※詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(前橋市大渡り町一丁目10番7号、☎027-210-5005)又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局ホームページアドレス <http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

人権相談

日 時 1月16日(木)
午後1時~4時
場 所 下仁田町公民館3階(ボランティア室)
問い合わせ 住民係(内線332)



行政相談

ちょっと気付いた、行政(国、県、市町村)や特殊法人の業務に関する困り事はありませんか?

行政相談委員が苦情や意見・要望の問題解決の促進を図ります。相談は無料で、秘密は厳守されます。

日 時 1月8日(水) 午前9時~午後1時
場 所 下仁田町役場庁舎1階 応接室
問い合わせ 総務課行政係(内線302)